

## 静岡県告示第522号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行伊豆長岡支店の項所在地の欄中「長岡1102番地の32」を「四日町665番地の6（韮山支店内）」に改め、同表静岡銀行大須賀支店の項所在地の欄中「横須賀1424番地の1」を「大坂460番地の1（大東支店内）」に改める。

2の(2)のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「スルガ銀行二子玉川支店」を削る。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社二子玉川支店の項を削る。

附 則

この告示は、令和2年7月20日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 株式会社静岡銀行伊豆長岡支店に係る改正規定 令和2年7月13日
- (2) 株式会社静岡銀行大須賀支店に係る改正規定 令和2年7月27日